

る特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 当該事業年度の受取利子等の額の合計額を当該事業年度の対象支払利子等合計額の当該事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

第六十六条の五の二第三項を削り、同条第四項第一号中「当該法人」を「法人」に、「関連者純支払利子等の額が千万円」を「対象純支払利子等の額が二千万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係（一の内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の特定資本関係」という。）又は一の内国法人との間に当事者間の特定資本関係がある内国法人相互の関係をいう。）のある他の内

国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日を含む当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。）の当該事業年度に係るイに掲げる金額が当該内国法人及び当該他の内国法人の当該事業年度に係るロに掲げる金額の百分の二十に相当する金額を超えないとき。

イ 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

ロ イに掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額

第六十六条の五の二第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「〔超える部分〕を「〔部分〕に、「から第八項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）の」に改め、同項第一号中「及び第四項第二号の関連者支払利子等の額」を「の対象支払利子等の額」に改め、同号口中「関連者等に対する支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に改め、同項第二

号中「第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額」を「及び第三項第一号の対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第六十六条の五の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、同条第三項中「に当該超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に改め、同条第四項中「第六十八条の八十九の三第七項」を「第六十八条の八十九の三第六項」に改め、同条第八項中「に当該超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書に当該超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

第六十六条の五の三第九項を削り、同条第十項中「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第一項から第八項まで及び前項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とする。

第六十六条の六第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二項第二号イに次のように加える。

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社（当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によ

つてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の六第二項第二号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十一項各号に掲げる連結法人その他これらの方に準ずる者として政令で定めるものをいう。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。
- (2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計

額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。) の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の六第二項第三号イ(3)中「(法人税法第一条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。)」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者、」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人、」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ　収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の六第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又まで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第六十六条の六第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第六十六条の七第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「の額」の下に「（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）」を、「当該外国法人税の額」の下に「（同項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加える。

第六十六条の八第十二項中「及び第十四項」を削り、同条第十四項中「に当該課税済金額、間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別課税済金額、個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。）若しくは個別間接課税済金額（次項において「課税済金額等」とい

う。）に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書」を「修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剩余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十六条の八第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第六十六条の九の二第一項中「分配をいう」の下に「。次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株

式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る  
剩余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

- (4) 特定子法人（特殊関係株主等である内国法人に係る他の外國関係法人で、部分対象外國関係法  
人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外國  
関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該内国法人に係る他の外國関係法  
人のうち、部分対象外國関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法  
人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人が  
その主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものを  
いう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、  
当該管理支配法人がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしてい  
ること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剩余金の配当等の額及び当該株式等の譲  
渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

- (5) その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探

鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の九の二第二項第三号口中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの方に準ずる者として政令で定めるものをいう。）において同じ。）

以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関

連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。②において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の九の二第二項第八号中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は<sup>(2)</sup>に該当するか」を「から<sup>(5)</sup>までのいづれかに該当するか」に、「同号イ<sup>(1)</sup>又は<sup>(2)</sup>」を「同号イ<sup>(1)</sup>から<sup>(5)</sup>まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 イに掲げる金額から口に掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の九の二第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「又まで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チから又までを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第七号の二に掲げる金額

第六十六条の九の二第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「の額」の下に「（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）」を、「当該外国法人税の額」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加える。

第六十六条の九の四第六項中「第十四項及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第十五項の項を

削り、同条第十二項中「第十四項及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第十四項まで」を「この項、次項及び第十四項」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「以下第十四項まで」を「次号及び次項」に改め、同表第六十六条の八第十五項の項を削る。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第一条第六号に規定する」を削り、「同条第五号」を「法人税法第二条第五号」に改める。

第六十六条の十一の二第一項中「（法人税法第一条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定非営利活動促進法第二条第一項」を「同条第一項」に改める。

第六十六条の十三第一項第一号中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、同項第二号中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）」及び「（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）」を削る。

第六十七条の二第一項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第六十七条の五第一項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者」の下に「同項第八号に規定する」を、「又は」の下に「同項第九号に規定する」を加える。

第六十七条の五の二を削り、第六十七条の五の三を第六十七条の五の二とする。

第六十七条の八第一項中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号へ中「」の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していない」を「(1)において同じ。」の株式若しくは出資を有している場合又は匿名組合契約等（匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。(1)及び(2)において同じ。）に基づく出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれもが百分の五十以上でない」に改め、同号へに次のように加える。

- (1) 当該投資法人が有している他の法人の株式又は出資の数又は金額（当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として政令で定めるところにより計算した数又は金額を

含む。）が当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合

(2) 当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合

第六十七条の十六の次に次の一条を加える。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人税法第二百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るもの）を除く。」とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十七第七項中「第四十二条の二第六項第一号」を「第四十二条の二第七項第一号」に、「同条第六項第一号」を「同条第七項第二号」に改め、同条第九項中「平成三十一年三月三十一日」を

〔平成三十三年三月三十一日〕に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券

「現先取引」に改める。

第六十七条の十八第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産）を「（無形資産）に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するため重要な」を「（第十三項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するため重要な」に改め、同条第十三項中「、第九項及び第二十項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二十六項から第三十一項まで」に改め、同項の表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四第一 八項	の対価の額	の対価の額とした額
	第二項各号	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号
につき支払われるべき対価の		の対価の額とされるべき額

第一項	額
所得の金額又は欠損金額	第六十七条の十八第一項 法人税の額から控除する金額

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第二十五項の項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十六条の四第二十四項の項中「第六十六条の四第二十四項」を「第六十六条の四第三十項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項の項中「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六十一項第一号及び第二十二項」を「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六

十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に、

及  
又

び同法

及び同法第六十七条の十八第十三項において準

用する同法

は租税特別措置法 又は租税特別措置法第六十七条の十八第十三項

において準用する同法

及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項

に改め、同表第六十六条の四第二十項の項

中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十六条の四第 十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
第六十六条の四第 十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
第一項	第七項の規定の適用がある國 外関連取引	第六十七条の十八第六項に規定する同時文書化 免除内部取引

及び同条第二十七項

を